

平成28年度山梨県環境保全審議会

第1回 地球温暖化対策部会 次第

日 時 平成28年10月19日(水)

午前10時～

場 所 県庁防災新館 302会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について

(2) 山梨県地球温暖化対策実行計画の改定骨子(案)について

(3) その他

4 閉 会

【資料一覧】

- 資料 1 地球温暖化対策実行計画に基づき実施される主要な対策・施策について
- 資料 2-1 山梨県地球温暖化対策実行計画骨子案について
- 資料 2-2 山梨県地球温暖化対策実行計画改定骨子案
- 資料 2-3 山梨県地球温暖化対策実行計画改定版目次新旧対照表

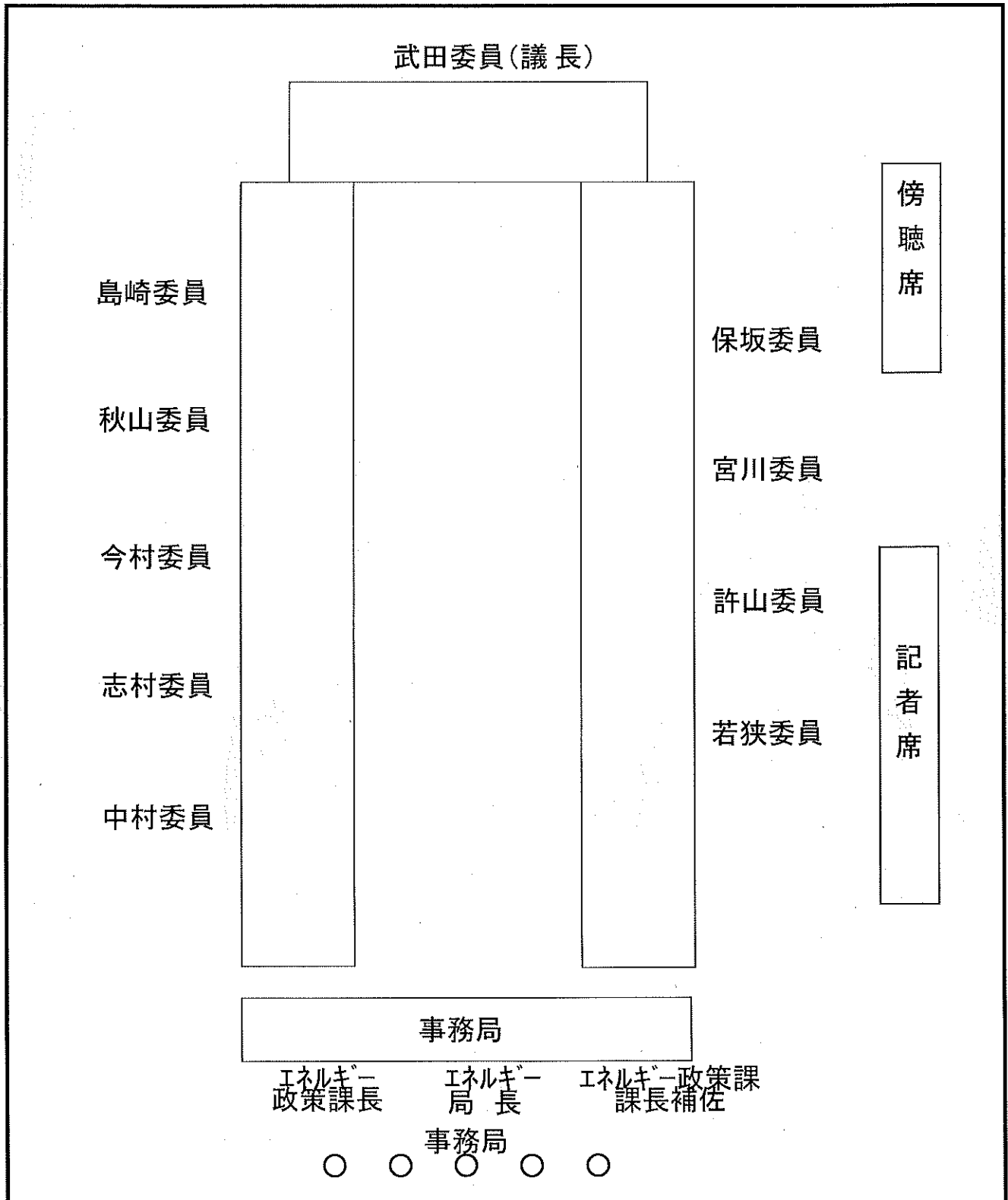
(参考)

- 参考 1 山梨県環境保全審議会地球温暖化対策部会委員名簿
- 参考 2 山梨県環境保全審議会運営規程
- 参考 3 第 8 期山梨県環境保全審議会委員名簿
- 参考 4 山梨県環境保全審議会

第1回 山梨県環境保全審議会地球温暖化対策部会

平成28年10月19日(水)
午前10時～

県庁防災新館3階 302会議室



出入口

地球温暖化対策実行計画に基づき実施される主要な対策・施策について

重点施策		具体的事業の内容等					
施策名		事業名等	事業概要	進捗状況等	関係課		
二酸化炭素(CO ₂)対策	排出抑制対策	エネルギー起源二酸化炭素対策(省エネルギー対策)	1 産業部門	温室効果ガス排出抑制計画制度	地球温暖化対策条例により、事業者に対して、温室効果ガス排出抑制計画書の作成・提出を求め、県が公表する。	平成28年3月末現在 ・計画書の提出を義務付けている事業者:135事業者 ・削減目標を自主的に設定して、計画書の提出があった事業者:38事業者	エネルギー政策課
			2 業務部門	やまなしスマートハウス普及啓発事業(H27~)	県内住宅業界全体の知識底上げを図るため、専門講師によるスマートハウス普及啓発セミナーを開催し、効率的なエネルギー利用を実現するスマートハウスを普及させる。	やまなしスマートハウス普及啓発セミナーの開催 H27年度 4回(国中地域×3回、富士・東部地域×1回) H28年度(計画) 4回(国中地域×3回、富士・東部地域×1回)	エネルギー政策課
				やまなし省エネ県民運動推進事業	節電の定着と一歩進めた賢い省エネに取り組むことを目指して、県民・事業者・市町村・県が一体となった持続的な省エネルギー運動を推進する。	・県民向け 夏期の1ヶ月分の電気使用量が昨年同月分より減少した家庭を募集、電気使用量削減状況や取り組んだ省エネ行動を紹介 やまなしクールシェアの実施・クールシェアスポットへの協力:28施設(商業施設10施設、県の施設18施設) ・事業者向け 省エネセミナーの開催 省エネの優れた取り組み内容に対し表彰等	エネルギー政策課
			3 家庭部門	快適環境エコライフ県民運動推進事業	県民一人ひとりが、身近で取り組みやすい次の7つのエコ活動(レインボーアクション)を実践して、環境にやさしいライフスタイルへ転換する。また、県民のエコ活動を支援する推進店を募集・登録して、県のホームページ等で公表する。 ①マイバッグ運動 ②エコはし運動 ③マイボトル運動 ④リユースびん運動 ⑤エコドライブ運動 ⑥緑のカーテン運動 ⑦環境家計簿運動	H25年度 参加団体数:201団体、48,177人、推進店登録数:1,419店舗 H26年度 参加団体数:212団体、49,051人、推進店登録数:1,429店舗 H27年度 参加団体数:208団体、48,880人、推進店登録数:1,431店舗	森林環境総務課
				住宅用自立・分散型エネルギー設備設置費補助金(H28~)	居住専用住宅に、エネファーム、リチウムイオン蓄電池、V2Hを設置しようとする個人に対して、申請者が負担する金額の3分の1以内で補助金を交付する。	・エネファーム、蓄電池の設置:設置費の1/3(上限10万円)、各50件 ・V2Hの設置:設置費の1/3(上限5万円)、10件	エネルギー政策課
				燃料電池車の購入(H27~)	燃料電池自動車(トヨタ ミライ)の一般販売に際し、普及初期段階における導入促進策として公用車に率先導入し、イベント等での普及啓発に積極的に活用することとして3台を購入する。	H27:3台購入	財産管理課
			4 運輸部門	次世代電気自動車用充電インフラの整備	電気自動車利用者の利便性向上を図り、電気自動車の普及を促進するため、急速充電器の整備を促進する。	H25:H25.5「山梨県次世代自動車インフラ整備ビジョン」を策定 H27:167箇所(急速充電器41箇所、普通充電器126箇所)を認定(平成28年3月末現在)	エネルギー政策課
				自動車環境計画制度	地球温暖化対策条例により、旅客や貨物の輸送を行う事業者、自動車環境計画の自主的な作成・提出を働きかける。	平成28年3月末現在、13事業者が提出	エネルギー政策課
				パークアンドライド等公共交通活性化事業	マイカー以外の交通手段での通勤を推進する、エコ通勤研修会及びエコ通勤・エコ通学トライアルウィークを実施。	・エコ通勤研修会の開催 29名参加(H27) ・エコ通勤・エコ通学トライアルウィーク※の実施(平成28年3月9日~3月15日) 参加申込みをしたマイカー通勤者4,070人のうち、延べ1,197人がエコ通勤にチャレンジ ※公共交通・自転車・徒歩といったマイカー通勤以外の通勤方法に転換	交通政策課
				5 廃棄物部門	多量排出事業者排出抑制推進事業	産業廃棄物の発生抑制・適正処理に積極的に取り組む意思のある事業者及び既に積極的に取り組んでいる事業者を公表することなどにより、事業者自らの廃棄物抑制の取り組みを支援する。	排出抑制取組事業者 H25:62社、H26:63社、H27:59社
			再生可能エネルギー等導入推進基金事業	災害対策の拠点となる施設等における再生可能エネルギー等の導入を推進することにより、環境への負荷の少ない地域づくり等を進めるための事業を実施する。	H25:基金造成、導入施設の選定 H26:設置工事(県施設4、市町村等施設21、民間施設2) H27:設置工事(市町村等施設10)	エネルギー政策課	
			超電導等による電力貯蔵技術実用化の推進	超電導等を用いた電力貯蔵技術による、系統安定化に向けた適用性実証試験の計画策定及び実施	H24:NEDO事業採択 H25:次世代フライホイール蓄電システムの系統連系制御システムの製作 H26:実証試験用大規模太陽光発電所の運転開始 H27:超電導技術を活用した次世代フライホイール蓄電システムの実験装置組立 実証試験用大規模太陽光発電所と蓄電システムとの連系試験、実証試験評価 H28(計画):実証試験における課題整理及び事後評価、関係機関との連携による商用化へ向けた取り組み	電気課	
民間メガソーラー発電所誘致事業			未利用県有地を活用した民間メガソーラー発電所設置の企画提案を募集し、最優秀提案者と県との間の協定により事業化する。	・甲斐市菖蒲沢(旧蚕業試験場跡地約13ha):5,112kW、平成25年8月稼働 ・韮崎市大草町(あけぼの医療福祉センター東隣約11ha):5,266kW、平成26年1月稼働	エネルギー政策課		

重点施策		具体的事業の内容等				
施策名		事業名等	事業概要	進捗状況等	関係課	
二酸化炭素(CO2)対策	6 クリーンエネルギーの導入	(1) 太陽光発電	農村地域新エネルギー利活用推進事業	農村地域の恵まれた資源を活かし、太陽光発電や小水力発電を積極的に導入するため、新エネルギーの導入支援と施設整備を実施する。	H22: 太陽光発電施設2箇所整備(山梨市、北杜市) H25: 北杜市の発電施設を増設 H21~: 小水力発電施設整備の可能性調査を実施し、事業化を検討 H25: 韮崎市に施設整備工事着手(2基) H26: 施設整備(韮崎市:1基)工事着手 H27: 韮崎地区H27年4月供用開始 付帯整備工事完了	耕地課
		(2) 小水力発電	小水力発電の開発	10年間で10地点程度の小水力発電所を建設する「やまなし小水力ファスト10」を推進する。	H25~開発候補地点の流量調査 H26: 朝穂堰地点の建設 H27: 重川地点の設計・建設、次期開発地点の関係機関調整・地点選定、開発候補地点の流量調査 H28(計画): 重川地点の建設、次期開発地点の関係機関調整・地点選定及び設計、開発候補地点の流量調査	電気課
			水力発電事業	県内23箇所の水力発電所によりクリーンエネルギーを供給し、県民の福祉の増進を図る。 電力システム改革に的確に対応し、事業の採算性を確保するとともに、発電施設・設備の計画的な整備や河川維持流量の放流等発電に欠かせない環境整備を行うことにより、電力の安定供給を図る。	H26: 安全確認試験を実施し4発電所において合計920kWの増出力 H26~H27: 柚ノ木発電所改修工事(300kWの増出力) H27: 電力供給:5億2,157万9,133キロワットアワー、電力料金収入:36億4,813万9,944円(純利益6億7,655万2,606円)	電気課
			工業技術センターにおける研究(H28~) 「県内の未利用バイオマスを利用した機能性材料の合成と評価」	ワイン製造過程で発生する剪定枝・絞り粕を原料とし、機能性材料を合成、評価することを目的とする「県内の未利用バイオマスを利用した機能性材料の合成と評価」を重点化研究として行う。	平成28年度から重点化研究として実施	工業技術センター
		(3) バイオマス	木質バイオマス利用の推進	地域森林資源の循環利用を推進するため、木質バイオマスの利活用施設の整備を支援し、木質バイオマスの利用促進を図る。 個人を対象として、木質バイオマスボイラーや薪ストーブ・ペレットストーブの設置費に対し助成する。	・公共施設等への木質バイオマスボイラー・ストーブ等の設置支援 H22:6箇所、H23:5箇所、H24:7箇所、H25:2箇所、H26:4箇所、H28(計画):1箇所 ・木質バイオマス利活用施設の整備支援 H25:燃料配送車1台、ストックヤード整備 1箇所 H26:ペレット製造施設整備 1箇所 木質燃料(チップ)製造施設及び貯木場の整備 1箇所 H28(計画):移動式チップパー 2台 ・ペレットストーブ・薪ストーブ等を設置する個人に対し助成 H27:117件	林業振興課
			工業技術センターにおける研究(H28~) 「光触媒を利用した水素製造技術に関する研究」	水素製造における諸問題を解決すべく、高効率な太陽光水素製造技術の開発を目的とする「光触媒を利用した水素製造技術に関する研究」を経営研究として行う。	平成28年度から経営研究として実施	工業技術センター
		(4) 燃料電池の技術開発	燃料電池の技術開発と普及の促進	燃料電池の普及促進を図るため、水素ステーションの整備支援、燃料電池自動車購入者に対する助成等を実施する。	・燃料電池自動車等の運行に関する社会実証(H23~H25) ・やまなし燃料電池自動車ショーの開催(H25~H26) ・山梨県燃料電池自動車普及促進計画策定(H26) ・水素ステーション設備設置事業者への補助金交付1件(H26) ・水素ステーション設備の設置(H26~) ・燃料電池自動車購入補助金の創設(H27~) ・燃料電池関連製品開発人材養成講座の開設、燃料電池の試作・開発(H28実施中)	新事業・経営革新支援課
	7 森林吸収源対策	(1) 森林の適正な整備の推進	造林事業	国の補助制度を活用して間伐等の森林整備を行う森林組合等に対して助成する。	H27 森林整備面積:938ha、造林事業による間伐実施面積:167ha H28(計画) 森林整備面積:1,559ha、造林事業による間伐計画面積:260ha	森林整備課
			森林環境保全推進事業	荒廃した民有林の解消や里山林の再生、広葉樹の森づくりを行う。	森林環境税の導入 平成24年度~、 H27 荒廃森林の再生(間伐:1,229haほか)、里山林の再生(除伐:171haほか)、広葉樹の森づくり(広葉樹の植栽:20haほか) H28(計画) 荒廃森林の再生(間伐:873haほか)、里山林の再生(除伐:105haほか)、広葉樹の森づくり(広葉樹の植栽:20haほか)	森林整備課
			やまなしの森づくり・CO2吸収認証制度	県内で森づくり活動を行う企業・団体の森づくり活動によるCO2吸収量を認証することにより、森づくりへの参加促進、森づくり活動の効果に関心をもつ契機とする。	企業・団体の森づくり活動によるCO2吸収量認証 H26:23件、236.0t-CO2/年 H27:14件、165.9t-CO2/年	みどり自然課
			J-VER販売委託事業	持続可能な県有林経営を推進するとともに、本県県有林の地球温暖化対策を内外にPRするため、J-VER制度に基づいて発行したオフセットクレジットを、カーボン・オフセットに取組む企業、団体等へ販売する。	平成23年4月のオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会により、25,383t-CO2が森林吸収量として認証。 販売実績:1,201t-CO2(平成27年度)	県有林課
	8 その他の温室効果ガス排出抑制対策	(1) メタン・一酸化二窒素の排出抑制対策	環境保全型農業産地化支援事業	エコファーマーとなった農業者が行う化学肥料・化学合成農薬の低減栽培と併せて草生栽培や有機農業、カバークロープの作付けなどの地球温暖化や生物多様性保全に貢献する取組みに対して助成を行う。	・環境保全型農業直接支払対策に取組む農業者への助成 H25年度:14市町村、取組面積124ha H26年度:15市町村、取組面積131ha H27年度:13市町村 取組面積138ha H28(計画):14市町村 取組面積212ha	農業技術課
家畜排せつ物適正管理・環境保全対策事業			家畜排せつ物の適正管理を指導し、メタン・一酸化二窒素の排出抑制、環境汚染を防止する。	・家畜保健衛生所による畜産農家巡回指導(H25:175戸、H26:171戸、H27:167戸) ・環境アドバイザーの養成(H25:2名、H26:2名、H27:2名) ・たい肥診断(H25年度:400検体、H26:280検体、H27:220検体)	畜産課	

重点施策		具体的事業の内容等			
施策名		事業名等	事業概要	進捗状況等	関係課
9 温暖化対策を支える取組	(1) 環境教育の推進	環境学習指導者派遣事業	環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」(環境学習指導者)として登録し、民間団体等が開催する研修会等に講師として派遣することにより、身近な環境や地球環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・やまなし環境教育等推進行動計画の策定(平成25年3月) ・エコティーチャー登録数:45名(平成28年10月1日～) ・エコティーチャー派遣状況 平成25年度:69回、平成26年度:60回、平成27年度:67回 参加人数4,007人、平成28年度(計画):75回 	森林環境総務課
		大規模太陽光発電施設の活用	米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」を活用して地球温暖化などの環境学習の場を提供するとともに、次世代エネルギーについての情報発信の拠点とする。	運用開始(平成24年1月)してからPR施設への入館者は約49,000人(平成28年7月末現在)	電気課
		次世代エネルギーパークの推進	米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」を中核施設とし、本県の豊富なクリーンエネルギー資源と活用技術を県内外にPRし、併せてクリーンエネルギーへの理解を図るため、クリーンエネルギー施設と周遊ルートを広報していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・H25:現代的課題講座の開催 16名参加 ・「ゆめソーラー館やまなし」において親子対象講座を開催 H25:33人参加、H26:70人参加、H27:56人参加 	エネルギー政策課 電気課
	(3) その他	やまなしエネルギービジョン策定事業(H27)	エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指した新たなエネルギーに関するビジョンを策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギービジョンを策定するための有識者会議を開催(3回) ・平成28年3月策定 	エネルギー政策課
		環境変動に対応した生産技術の開発	各試験場において、環境変動に対応した生産技術開発について試験研究課題を設定し、温暖化対策技術の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> H27 ・環境変動に対応したブドウの着色向上技術の開発(果樹試験場) ・採卵鶏における暑熱時の産卵成績改善技術の開発(畜産試験場) H28(計画) ・地下水を利用した施設トマトの夏期高温障害対策技術の確立(総合農業技術センター) ・採卵鶏における暑熱時の産卵成績改善技術の開発(畜産試験場) 	農業技術課

改定内容

- 平成28年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」による新たな温室効果ガスの削減目標との整合性を図る。
- やまなしエネルギービジョンに基づいた施策展開、目標との整合性を図る。
- 平成27年11月に閣議決定された国の「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた適応策の取り組みの方向性を提示する。



※ 緩和策と適応策をバランス良く提示

- 県民にわかりやすい進行管理指標を設定する。

計画の目標

- 国の「地球温暖化対策計画」に基づいた計画期間、基準年度、中期目標、長期ビジョンとし、目標は以下のとおりとしたい。
- 短期目標は国の計画では設定されていないが、計画が長期であり、2020(H32)年度までに見直される予定のため設定したい。

計画	国計画	改定(案)	現実行計画
策定	2016(H28.5)	2017(H29.3)	2014(H26.3)
計画期間	2016(H28)年度～2030(H42)年度	2017(H29)年度～2030(H42)年度	2013(H25)年度～2020(H32)年度
基準年度	2013(H25)年度	2013(H25)年度	2010(H22)年度
短期目標	—	2020(H32)年度	2015(H27)年度
温室効果ガス削減目標	—	中期計画の削減目標をベースに設定	△10%
中期目標	2030(H42)年度	2030(H42)年度	2020(H32)年度
温室効果ガス削減目標	△26%	国の目標△26%以上を目指す	△16%
長期ビジョン	2050(H62)年	2050(H62)年	概ね2050(H62)年
温室効果ガス削減目標	△80%	「CO2ゼロやまなし」の実現を目指す	「CO2ゼロやまなし」の実現を目指す

緩和策

- 新たに策定・改定した県の行政計画を反映
 - ・やまなしエネルギービジョンに基づいたクリーンエネルギーの導入
 - ・やまなし森林・林業振興ビジョンに基づいた森林資源の循環利用 等
- 国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた、やまなし省エネ県民運動のさらなる展開 等

適応策

◇ 現計画 → 具体的な適応策の記載なし

- ①水環境・水資源 ②水災害 ③自然生態系 ④食料 ⑤健康 ⑥生活

分野	傾向	影響
食料	高温	コメの白未熟粒や胴割れ、収量減少 果樹の着色不良

- 平成27年11月に国が策定した適応計画の内容を反映
- 本県における適応策についての施策及び今後の方向性を7分野について記載
 - ①農業・林業・水産業 ②水環境・水資源 ③自然生態系 ④自然災害
 - ⑤健康 ⑥産業・経済活動 ⑦県民生活

例

分野	国の気候変動報告書に基づく、現在及び将来の影響	本県における現在及び将来予測される影響	本県における既存の施策及び今後の方向性
農業・林業・水産業	品質低下(白未熟粒、一等米比率低下等)	標高400m以下の平坦・中間地を中心に胴割粒や白熟粒等の高温障害が発生・気候変動に伴い、米の品質が低下	障害の年時変動を受けにくい高温に強い品種の開発について、試験研究機関と普及機関が連携

※ その他の例については、別紙1参照

進行管理指標

◇ 現計画: 県民にわかりにくく、対策の方向が見えない

部門	指標
家庭部門	契約口数あたりの電力消費量(kWh/契約口数)

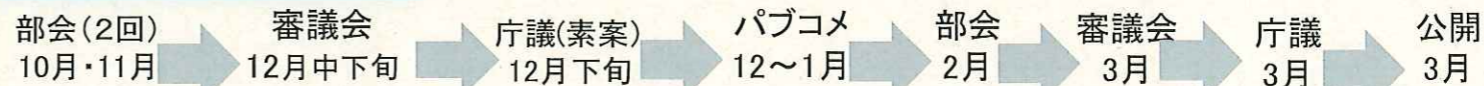
例

部門	進行管理指標
家庭部門	ZEH認定件数(件)
	マイバック持参率(%)

- 分かりやすい指標の設定
- 県民のモチベーションにつながる指標の設定

※ その他の指標例については、別紙2を参照

スケジュール



本県における気候変動の影響と適応策に関連する主な施策(各部署集計一覧)

分野	項目	国の気候変動報告書		各部署の適応策における考え方	
		現在及び将来予測される影響	現在及び将来予測される影響	既存施策内容	今後の方向性(案)
農業・林業・水産業	水稻	品質低下(白未熟粒、一等比率低下など) ・収量の減収(予測)	・肥料粒や白未熟粒等の高温障害、玄米品質の低下 ・収量の減収(予測)	・高温障害軽減対策技術の開発	・高温に強い品種の選抜について 試験研究機関と普及機関が連携
	果樹	・成熟期のぶどうの着色不良・着色遅延 ・ぶどう、もも等、既存の主要産地が栽培適地でなくなる可能性	・果実品質の低下や収穫量の減少	・試験研究における新たな技術対策の確立 ・普及組織における安定生産に向けた指導	・確立された技術の定着に向けた普及指導
	病害虫	・ミナミアオカメムシの分布域拡大 ・害虫、天敵相の変化が予測 ・イネ紋枯病やイネいもち病などの発病の増加が予測	・モモ・モグリガヤコナガガなどで成育サイクルの変化により、防除適期が変動 ・短時間に増殖、感染が可能で、傷口等から感染するタイプの下等糸状菌(卵菌類等)や細菌による病害の増加	・病害虫発生予防事業による防除適期の把握	・害虫発生データの蓄積や解析による適切な予防策の実行 ・病害虫発生後の対策の徹底
	人工林 自然林 二次林	・スギ林の衰退 ・スギ人工林の生育不適地域の増加の可能性 ・高山帯、亜高山帯の植生の衰退等	・ブナ潜在生育域の分布率の減少(予測)	・森林生態系モニタリング調査の実施を通じ、植生、昆虫、菌類、水質、炭素の状況の推移を把握	・県有林内の生物資源を継続的に把握
水環境・水資源	特用林産物(きりこ類等)	・夏場の気温上昇による病原菌の発生	・特用林産物の栽培適地が、より標高の高い地域へ推移	・夏季栽培可能な特用林産物の栽培方法の周知 ・夏季高温時ににおけるシイタケ栽培方法や夏での栽培可能なアラゲクラゲなど新たな品種の栽培技術の普及指導	・夏季に栽培可能なきのこ等について栽培技術のさらなる普及指導
	鳥獣害	・野生鳥獣の分布拡大による農作物、造林や水産資源等への被害や土壌の流出 ・気温の上昇や積雪期間の短縮によって、ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域が拡大することが予測	・鳥獣害については、気候変動との直接的因果関係等は明らかではないが、野生鳥獣による農作物、造林等への被害が発生	・農林被害軽減のため、野生鳥獣の管理捕獲を実施するとともに、捕獲従事者の担い手の確保、育成	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ニホンジカ等の捕獲の強化
	水環境	・水温の変化、水質の変化、流域からの栄養塩類等の流出特性の変化が生じることが予測 ・降水量の増加による土砂の流出量を増加及び河川水中の濁度上昇の可能性	・ダム湖水を上水道用として供給しているが、過去に珪藻類によりカビ臭が発生	・ダム湖に曝気装置を設置し水循環による水質保全	・曝気装置の運用方法をさらに改善し、実施
	水資源	・短時間強雨や大雨が発生する一方で、年間の降水量は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が発生 ・無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測	・降水量、河川流量の減少による農業用水の必要水量の確保が困難 ・無降水日数の増加、積雪量の減少による渇水リスクが増加	・農業用施設の長寿命化、耐震化の推進 ・やまなし水政策ビジョンに基づき、貴重な資源としての水について将来にわたって保全し、利用していくための総合的な施策の展開 ・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例に基づく地下水採取量の把握及び地下水水位観測等の実施	・農業用施設の長寿命化、耐震化の推進 ・地下水採取量の把握及び地下水水位観測等の継続
自然生態系	分布・個体群の変動	・分布域の北上、ライフサイクルの変化 ・種の移動や局地的な消滅による種間相互作用の変化がさらに悪影響を引き起こす可能性	・松くい虫被害が高標高区域への拡大(被害原因となる線虫を媒介するマツノマダラカミキリの生息域が拡大していると思われる。)	・松くい虫被害まん延防止のためマツノマダラカミキリの駆除	・松くい虫被害の拡大防止
	水害	・時間雨量50 mmを超える短時間強雨や総雨量が数百 mmから千 mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生 ・発生頻度は比較的低い施設能力を大幅に上回る外力により極めて大規模な水害が発生する可能性	・集中豪雨等により、農業用水利施設が損傷するなどの影響有 ・台風および時間雨量30mmを超える局地的な短時間大雨の発生により、浸水被害や河川護岸・堤防の一部損傷被害が発生	・防災、減災のための農業用施設等の整備の推進 ・山梨県社会資本整備重点計画(洪水災害対策の推進)により、河川が冠水した場合に想定される被害状況や浸水被害の発生状況などから、河川整備計画における整備対象河川を重点的に整備	・集中豪雨等による自然災害を未然に防止するため、農業用水利施設等の整備の推進 ・河川整備、河川管理施設及びダム等の長寿命化とともに、洪水時の広域避難体制の支援、水防訓練等を推進 ・地域防災力の強化として、避難、情報伝達等のソフト対策の実施
自然災害	土砂災害	・伊豆大島や広島市において大規模な土砂災害が発生するなど、全国各地で土砂災害が発生し、甚大な被害が発生 ・突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のため、リードタイムが短い土砂災害の増加、台風等による記録的な大雨に伴う深層崩壊等の増加が懸念	・平成27年7月、上野原市八ッ沢地区ににおいてがけ崩れが発生	・要配慮者利用施設、公共重要施設等がある箇所の整備の推進 ・土砂災害警戒区域の指定(H23年度終了)及び公表 ・土砂災害警戒区域のHP公開、土砂災害警戒情報の配信、一部CATVでの土砂災害警戒情報のデータ配信、気象情報メールの配信。立木対策についてマニュアル策定	・土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所の優先的な整備の推進 ・土砂災害から県民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される森林の整備保全、農地の保全対策等を推進
	暑熱	・熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告 ・熱中症搬送者数は、21世紀半ばには四国を除き2倍以上を示す県が多数となり、21世紀末にはほぼ全県で2倍以上になることが予測	・熱中症搬送者数の増加(予測) ・熱中症搬送者数の増加(予測)	・県ホームページ内に熱中症予防啓発ページを作成、ポスター掲示、各種イベントによるリーフレット配付等、熱中症予防のための普及啓発の実施	・熱中症予防のためのさらなる普及啓発の実施
健康	感染症	・県内を推定感染地とする事例(県内に生息する蚊が媒介した事例)は、海外事例報告を除き、確認事例なし ・信州大学が県内の各地点でヒトスジシマカの生息状況を調査しており、この調査研究によれば、標高800m以上の地点では生息していない(媒介蚊で感染するリスクがない)	・県内を推定感染地とする事例(県内に生息する蚊が媒介した事例)は、海外事例報告を除き、確認事例なし ・信州大学が県内の各地点でヒトスジシマカの生息状況を調査しており、この調査研究によれば、標高800m以上の地点では生息していない(媒介蚊で感染するリスクがない)	・蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、引き続き、予防のための注意喚起、医療体制の整備の促進 ・ヒトスジシマカが年間を通して発生するに至ったときには、現在の熱帯・亜熱帯地方と同様に、常に感染のリスクがあることから、感染のサイクリルが続かないよう対策を強化	・蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、引き続き、予防のための注意喚起、医療体制の整備の促進 ・ヒトスジシマカが年間を通して発生するに至ったときには、現在の熱帯・亜熱帯地方と同様に、常に感染のリスクがあることから、感染のサイクリルが続かないよう対策を強化
	観光業	・気候変動の影響は風水害による旅行者への影響 ・ほとんどのスキー場において積雪深が減少すると予測	・県内各地で記録的な豪雨による道路の冠水、路肩の崩落、道路の陥没等による通行止めなど、道路交通への影響	・災害時通訳ボランティアの育成 ・7ヶ国語による災害ガイドブックの作成 ・災害時対応マニュアルの作成 ・外国人向け観光アプリケーションの構築 ・災害時にHPからの緊急情報の提供	・やまなし防災アクションプランに基づき、災害時に滞留している観光客対策等の取組への推進
県民生活	インフラ	・記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等 ・影響の将来予測気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶことが懸念	・災害時に備えた円滑な交通環境の確保 ・水道路施設の耐震化を着実に実施 ・自立・分散型エネルギーシステムの導入等 ・発災後のインフラ復旧対策の推進 ・災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進	・道路交通の円滑化と交通渋滞の軽減 ・災害に強く平常時の省エネ等にも貢献できる自立分散型エネルギー社会の構築を推進 ・災害時に備えた道路ネットワーク整備促進 ・災害時の応急対策業務体制を整備するとともに、道路機能を迅速に回復させるため、道の駅等の防災機能の拡充等	・やまなし防災アクションプランに基づき、災害時に滞留している観光客対策等の取組への推進
	その他(暑熱による生活への影響)	・市街地のヒートアイランド進行 ・熱中症リスクの増加、睡眠障害など ・都市域ではより大幅に気温が上昇することが懸念	・樹木による緑陰がない舗装道路は、緑陰があるところと比較して10℃以上近く温度が高くなることから、都市部に近づくほど気温の上昇は、快適な生活環境に影響有 ・ヒートアイランド現象の進行	・オープン県庁敷地整備事業による敷地内緑化 ・緑のカーテン運動の推進	・快適な生活環境に配慮した緑づくりを進めるため、モデル的に公共施設に緑地を整備すること、緑化思想の普及啓発の促進 ・ぶどうを利用した緑のカーテンを身近な公共施設で取り組むなど、エコライフ県民運動の普及の促進

県民に分かりやすい進行管理指標の設定について

山梨県進行管理指標(案)

指標(案)

現行

産業部門

- ・排出抑制計画提出事業者(製造業)の原単位CO₂排出量(%)
(2013年度増減率との比較)
- ・【新】コージェネレーション導入量(万kW)
- ・【新】エコアクション21取得事業者件数(件)

産業部門

製造業事業所の原単位CO₂排出量2010年度比増減率の平均(%)

部門
業務

- ・【新】排出抑制計画提出事業者(業務系)の原単位CO₂排出量(%)
(2013年度増減率との比較)
- ・【新】やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの環境目標達成状況(%)

部門
業務

床面積あたりの電力消費量(kWh/m²)

家庭部門

- ・契約口数あたりの電力消費量(kWh/契約口数)
- ・【新】ZEH認定件数(件)
- ・【新】マイバック持参率(%)
- ・【新】地球温暖化対策地域協議会 環境省登録件数(件)
- ・【新】温暖化防止活動推進員による研修会参加者数(人)
- ・【新】環境学習指導者派遣事業参加者数(人)

家庭部門

契約口数あたりの電力消費量(kWh/契約口数)

運輸部門

- ・次世代自動車普及率(乗用車)(%)
- ・次世代自動車普及率(乗用車以外)(%)
- ・【新】エコドライブ宣言車両率(%)

運輸部門

自動車保有車両数(軽自動車を除く)に占める次世代自動車割合(%)

部門
廃棄物

- ・【新】1人1日あたりに家庭から排出するごみの量(g/日)
- ・【新】一般廃棄物の再生利用率(%)

部門
廃棄物

設定なし

クリーンエネルギー部門

- ・太陽光発電(10kW未満)導入出力(万kW)
- ・水力発電導入出力(万kW)
- ・小水力発電導入出力(万kW)
- ・クリーンエネルギーによる電力自給率(%)
- ・【新】木質バイオマス利用施設数(施設)
- ・【新】バイオマス発電導入出力(万kW)
- ・【新】地中熱ヒートポンプ導入台数(台)
- ・【新】家庭用燃料電池普及台数(台)

クリーンエネルギー部門

- ・太陽光発電導入出力(千kW)
- ・小水力発電導入出力(千kW)
- ・水力発電導入出力(千kW)
- ・クリーンエネルギーによる電力自給率(%)

適応策

- ・【新】クールシェアスポット数(箇所)
- ・【新】緑のカーテン取り組み情報応募件数(件)

適応策

設定なし

山梨県地球温暖化対策実行計画 改定骨子案

平成28年10月

山梨県

目 次

第1章 総論	1
第1節 はじめに	
第2節 温暖化対策の必要性と取組の実践	
第2章 計画の策定の背景と意義	
第1節 地球温暖化に関する国際的な動向	1
第2節 国内の主な取組	1
第3節 山梨県の取組と計画策定の意義	1
第3章 地球温暖化の状況	
第1節 世界の気候変動	1
第2節 日本の気候変動	2
第3節 山梨県の気候変動	2
第4節 温室効果ガス排出の状況	2
第4章 計画の目標	
第1節 策定の目的	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2
第4節 基準年度	2
第5節 計画の対象	2
第6節 計画の目標	2
第5章 地球温暖化対策	
第1節 対策の体系	3
第2節 県の施策	3
第3節 各主体の取組	4
第6章 適応策	
第1節 「緩和」と「適応」	4
第2節 世界・日本の取組	4
第3節 山梨県の気候特性	4
第4節 各影響分野における適応策の方向性	4
第5節 山梨県における適応策の課題と進め方	4
第7章 計画の推進	
第1節 推進体制	5
第2節 進捗状況の把握	5
第3節 進行管理指標	5
第4節 計画の見直し	5
第8章 県の事務事業に関する実行計画	
第1節 県の事務事業における取組の経緯と温室効果ガス排出量等の推移	5
第2節 計画の基本的事項	5
第3節 計画の削減目標	5
第4節 目標達成に向けた対策	5
第5節 計画の進行管理	5

第1章 総論

今回の改定に至った社会的背景や経緯、改定内容や理由を記載。また、地球温暖化の現状を伝え、温暖化の必要性を認識し、行動につなげるポイントを記載。

第2章 計画の策定の背景と意義

地球温暖化に関する国際的な動向、国内の主な取組、本県の取組と計画策定の意義について、東日本大震災後のエネルギー政策、COP21、国の「地球温暖化対策計画」及び「やまなしエネルギービジョン」を新たに記載。

第1節 地球温暖化に関する国際的な動向

2015（平成27）年フランス・パリで開催されたCOP21では、全ての国が参加する公平で実効的な2020（平成32）年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択。

パリ協定では、世界共通の長期目標として今世紀末の平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分下方に保持する2℃目標や全ての国による温室効果ガス排出削減目標の5年ごとの提出・更新等が位置付け。

第2節 国内の主な取組

我が国は、2015（平成27）年7月に、COPの決定、各国の動向、国内のエネルギー政策等を踏まえ、2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比26%削減（2005（平成17）年度比25.4%削減）の水準とする約束草案を国連に提出。

2015（平成27）年12月のパリ協定の採択を受けて、国は今後の温暖化対策の国内対策として、パリ協定の2℃目標等を踏まえ、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定。

第3節 山梨県の取組と計画策定の意義

国の「地球温暖化対策計画」による新たな温室効果ガスの削減目標及び「やまなしエネルギービジョン」に基づいた施策展開、目標との整合性を図るために現計画を改定。

第3章 地球温暖化の状況

IPCC 第5次評価報告書、日本及び山梨県の気候変動、温室効果ガス排出の状況について、最新のデータを反映した内容を記載。

第1節 世界の気候変動

IPCC 第5次評価報告書では、1880年～2012年の期間に0.85℃上昇し、海面水位では1901年～2010年の期間中に世界平均で19cm上昇したと発表。

同報告では、「気候システムの温暖化については疑う余地がない」とした上でその原因について「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い」と結論。

第2節 日本の気候変動

日本の平均気温は、100年あたり1.16℃の割合で上昇。

第3節 山梨県の気候変動

山梨県（甲府地方气象台）の年平均気温は、100年あたり、約2℃上昇。日本の上昇傾向より大きい。

第4節 温室効果ガスの排出状況

日本の2013（平成25）年度の温室効果ガス総排出量は、約14億800万トン。1990年度の総排出量と比べ、10.8%上回っている。

山梨県における2013（平成25）年度の温室効果ガスの総排出量は、750万5千トンであり、前の計画の基準年度である2005（平成17）年度から7.1%の増加、前年度と比べると2.3%の増加。

第4章 計画の目標

温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるため、本計画の改定目的及び位置付けを明確にし、国の「地球温暖化対策計画」及び「やまなしエネルギービジョン」との整合性を図るべく新たな計画期間、基準年度、計画の対象、目標を記載。

第1節 策定の目的

平成28年3月に、「やまなしエネルギービジョン」が、平成28年5月に国の「地球温暖化対策計画」が策定されたことから、これらの計画と整合を図るため本計画を改定。

第2節 計画の位置付け

ダイナミックやまなし総合計画のもと、エネルギー施策の方向性を示すための指針として策定した「やまなしエネルギービジョン」及び国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である国の「地球温暖化対策計画」との整合を図った計画とする。

第3節 計画の期間

2017（平成29）年度から2030（平成42）年度までの14年間

第4節 基準年度

2013（平成25）年度

第5節 計画の対象（7種類）

- ①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、
- ④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、⑤パーフルオロカーボン類（PFCs）、
- ⑥六フッ化硫黄（SF₆）、⑦三フッ化窒素（NF₃）

第6節 計画の目標

短期目標：2020（平成32）年度 基準年度比 △ %削減

中期目標：2030（平成42）年度 基準年度比 △ %削減

長期ビジョン：2050（平成62）年「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指す。

第5章 地球温暖化対策

地球温暖化の対策を推進するため、対策の体制、各主体の取組のほか、新たな県の施策について記載。

第1節 対策の体系

二酸化炭素対策として、部門別（①産業②業務③家庭④運輸⑤廃棄物）削減対策、⑥やまなしエネルギービジョンに基づいたクリーンエネルギーの導入、⑦森林吸収源対策、⑧その他の温室効果ガス排出抑制対策、⑨温暖化対策を支える取組の9つに体系化。（適応策については、第6章に記載）

第2節 県の施策

【主な施策】

（産業・業務部門）

エネルギー使用の現状・課題に係る相談から省エネ対策の実施、金融支援に至るまでをワンストップで行う「省エネルギー相談のプラットフォーム」と連携し、中小企業の省エネ対策を推進。

（家庭部門）

県は地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地域の核として地球温暖化防止活動を行う地域リーダーとなるよう支援。

（運輸部門）

水素ステーション設置誘致活動を展開し、整備を促進するとともに、本県における燃料電池自動車の普及促進を図る。

（廃棄物部門）

「第3次山梨県廃棄物総合計画」（平成28年3月策定）に基づき、廃棄物の発生抑制や循環型利用等の取組を推進。

（やまなしエネルギービジョンに基づいたクリーンエネルギーの導入）

2030（平成42）年を目途に本県のエネルギー政策の方向性を示した新たなエネルギービジョンである「やまなしエネルギービジョン」と連携したエネルギー政策の推進。

（森林吸収源対策）

「やまなし森林・林業振興ビジョン」と連携し、水源涵養、地球温暖化の防止等、多面的な機能を有している森林資源を活用した森林吸収源対策を推進。

（その他の温室効果ガス排出抑制対策）

リビングマルチ、草生栽培などのカバークロープを導入し地球温暖化や生物多様性保全に貢献する取組を推進。

（温暖化対策を支える取組）

地域リーダーとして各地域の地球温暖化防止活動を実施する地球温暖化防止活動推進員が、市町村と協働して地球温暖化防止活動を実施できるよう支援。

第3節 各主体の取組

県民・事業者について、具体例を提示することで温室効果ガスの排出量の削減につながる取組の実践を促す。

第6章 適応策

既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への「適応」を計画的に進めることが必要となっていることから、「適応策」について取り組むこととし、世界・日本の取組、本県の気候特性、各影響分野における適応策の方向性、本県における適応策の進め方について記載。

第1節 「緩和」と「適応」

「緩和」は温室効果ガス排出を抑制することで、最優先で取り組む必要がある。そして、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが、「適応」である。

第2節 世界・日本の取組

IPCC第5次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇と予測。世界各国でも、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応策を実施している。

温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」の取組を着実に進めるとともに、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への「適応」を計画的に進めることが必要となっていることから、国は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定。

第3節 山梨県の気候特性

甲府地方気象台（甲府市）における平均気温の長期変化（1894～2014年）では、約2℃上昇。（再掲）

猛暑日数、熱帯夜日数については増加傾向、冬日日数については、減少傾向。

甲府地方気象台（甲府市）におけるさくらの開花日とかえでの紅葉日の長期変化を見ると、さくらの開花は早まる傾向がみられ、50年あたり約7日早く、かえでの紅葉は、50年あたり約20日遅くなっている。

第4節 各影響分野における適応策の方向性

国の「気候変動の影響への適応計画」に基づき、影響が発生する可能性があるとして報告された分野について、本県における現在及び将来予測される影響、既存の施策と今後の適応策の方向性を記載。

第5節 山梨県における適応策の課題と進め方

適応策が重要であるという認識を県民や事業者に定着させていく課題がある。

適応策の実施・進捗状況について把握し、モニタリング結果や不確実性を考慮しつつ、地域それぞれの実情に応じた柔軟な対応を進めていくとともに、具体的に適応の検討ができる手順や効果の手法についての情報収集に努めていく。

第7章 計画の推進

各主体と連携して計画を推進し、PDCAサイクルによる温暖化対策の進行管理を徹底するため、推進体制、進捗状況の把握について記載。また、本県の温室効果ガス排出量の削減対策がどの程度進んだのか迅速に把握し、省エネやエコ活動に取り組む県民の動機付けとなるよう分かりやすい進行管理指標についても記載。

第1節 推進体制

本計画を効果的に推進するには、県民、事業者、関係団体、行政等の各主体が相互に連携しつつ、自らの役割を認識することで、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組む必要がある。

第2節 進捗状況の把握

計画の進捗状況を適切に把握し、計画を着実に推進し実効あるものとするために、PDCAサイクルを活用し、計画に定めた取組の実施状況や目標値の達成状況を把握。

第3節 進行管理指標

温室ガス排出削減目標達成のため、進行管理指標を設定。

進行管理指標の設定にあたっては、県民に分かりやすく、省エネ行動のさらなる動機付けになるような県民に身近な指標を設定。

第4節 計画の見直し

本計画は、今後の温室効果ガス排出状況の推移や地球温暖化防止に関する国内外の動向、社会経済情勢の変化、地球温暖化対策技術の開発状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第8章 県の事務事業に関する実行計画

県が自らの事務事業における温室効果ガスの排出抑制や環境負荷の低減を図るため、率先的に省資源・省エネルギー等の環境保全に関する取組を推進することを目的に、削減目標、目標達成に向けた対策、進行管理について記載。

地球温暖化対策実行計画改定版 目次 新旧対照表

	改定版(案)	現計画
【新規】	第1章 総論	
	第1節 はじめに	
	第2節 温暖化対策の必要性和取組の実践	
【章変え】	第2章 計画の策定の背景と意義	第1章 計画策定の背景と意義
	第1節 地球温暖化に関する国際的な動向	第1節 地球温暖化に関する国際的な動向
	第2節 国内の主な取組	第2節 国内の主な取組
	第3節 山梨県の取組と計画策定の意義	第3節 山梨県の取組と計画策定の意義
【章変え】	第3章 地球温暖化の状況	第2章 地球温暖化の状況
	第1節 世界の気候変動	第1節 世界の気候変動
	第2節 日本の気候変動	第2節 日本の気候変動
	第3節 山梨県の気候変動	第3節 山梨県の気候変動
	第4節 温室効果ガス排出の状況	第4節 温室効果ガス排出の状況
【章変え】	第4章 計画の目標	第3章 計画の目標
	第1節 策定の目的	第1節 策定の目的
	第2節 計画の位置づけ	第2節 計画の位置づけ
	第3節 計画の期間	第3節 計画の期間
	第4節 基準年度	第4節 基準年度
	第5節 計画の対象	第5節 計画の対象
	第6節 計画の目標	第6節 計画の目標
【章変え】		第7節 計画の進行管理 → 第7章へ
	第5章 地球温暖化対策	第4章 地球温暖化対策
	第1節 対策の体系	第1節 対策の体系
	第2節 県の施策	第2節 県の施策
【章変え】	第3節 各主体の取組	第3節 各主体の取組
		第4節 適応策 → 第6章へ
【新規】	第6章 適応策 ←	
	第1節 「緩和」と「適応」	
	第2節 世界・日本の取組	
	第3節 山梨県の気候特性	
	第4節 各影響分野における適応策の方向性	
【新規】	第5節 山梨県における適応策の課題と進め方	
	第7章 計画の推進 ←	
	第1節 推進体制	
	第2節 進捗状況の把握	
	第3節 進行管理指標	
【章変え】	第4節 計画の見直し	
	第8章 県の事務事業に関する実行計画	第5章 県の事務事業に関する実行計画
	第1節 県の事務事業における取組の経緯と温室効果ガス排出量等の推移	第1節 県の事務事業における取組の経緯と温室効果ガス排出量等の推移
	第2節 計画の基本的事項	第2節 計画の基本的事項
	第3節 計画の削減目標	第3節 計画の削減目標
	第4節 目標達成に向けた対策	第4節 目標達成に向けた対策
【章変え】	第5節 計画の進行管理	第5節 計画の進行管理

山梨県環境保全審議会 地球温暖化対策部会 委員名簿

(任期：平成26年11月10日～平成28年11月9日)

審議会委員 3名

氏名	所属等
1 (部会長) 武田哲明	山梨大学大学院教授
2 島崎洋一	山梨大学准教授
3 喜多川進	山梨大学准教授

専門委員 9名

氏名	所属等
1 青柳みどり	国立環境研究所環境計画研究室長
2 秋山高広	甲府市地球温暖化対策地域協議会長
3 今村繁子	山梨県消費生活研究会連絡協議会長
4 志村宏司	山梨県生活協同組合連合会会長
5 中村 勇	(一社)山梨県トラック協会専務理事
6 保坂 賢	環境に関する企業連絡協議会 (株)山梨文化会館管理局長
7 宮川幸久	甲府市大型店協議会 (株)いちやまマート開発部長
8 許山 敏	山梨県森林組合連合会参事
9 若狭美穂子	(一社)山梨県建築士会女性部相談役

山梨県環境保全審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部 会)

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担当するものとする。

- 2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(世界遺産景観保全部会の会議の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

(部会の決議)

第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会議の公開)

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、森林環境部において処理する。ただし、地球温暖化対策部会の庶務は、エネルギー局において処理する。

(その他)

第9条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年11月10日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 9月 7日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

別 表

部会名	担 任 事 務 ¹
鳥獣部会	<ul style="list-style-type: none">○ 鳥獣保護事業計画の策定に関すること。○ 特定鳥獣保護管理計画に関すること。○ 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。○ 新たな鳥獣保護区の設定に関すること。○ 特別保護区の指定に関すること。○ 猟区の維持管理事務の委託に関すること。
温泉部会	<ul style="list-style-type: none">○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関すること。○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。○ 温泉採取の制限に関すること。
廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理計画の策定に関すること。○ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る実施計画の策定に関すること。
地球温暖化対策部会	<ul style="list-style-type: none">○ 地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。
世界遺産景観保全部会	<ul style="list-style-type: none">○ 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。）内における行為の禁止等に関すること。○ 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。）内において事業を行う者等への助言又は勧告に関すること。○ 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。）内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関すること。

第8期 山梨県環境保全審議会委員名簿

(任期:平成26年11月10日～平成28年11月9日)

平成27年8月3日現在

職	氏名・所属役職	
会長	かざま ふうま 風間 ふうま	山梨大学教授
副会長	ゆもと みつこ 湯本 光子	山梨県淡水生物調査会 会長
委員	あおきすすむ 青木 進	山梨県猛禽類研究会 会長
委員	あしざわ きみこ 芦澤 公子	NPO法人みどりの学校 理事長
委員	いしい のぶゆき 石井 信行	山梨大学大学院准教授
委員	いしかわ けい 石川 恵	弁護士
委員	うしおく ひさよ 牛奥 久代	山梨県女性団体協議会 会長
委員	うるしほら しょうじ 漆原 正二	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
委員	おおくぼ えいじ 大久保 栄治	山梨学院短期大学特任教授
委員	かたたに のりたか 片谷 教孝	桜美林大学教授
委員	きたがわすすむ 喜多川 進	山梨大学准教授
委員	さいとう なおこ 齊藤 尚子	公募委員
委員	ささき ひろあき 佐々木 宏明	山梨県商工会議所連合会 (甲府商工会議所環境問題委員会 委員長)
委員	さの かずひろ 佐野 和広	山梨県町村会 副会長 (南部町長)
委員	しまざき よういち 島崎 洋一	山梨大学准教授
委員	すぎもと みつお 杉本 光男	山梨県森林組合連合会 代表理事長
委員	そうま やすまさ 相馬 保政	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
委員	たけだ てつあき 武田 哲明	山梨大学大学院教授
委員	つのだ けんろう 角田 謙朗	一般社団法人宝石金属協会 顧問
委員	ながい さちこ 永井 幸子	日本労働組合総連合会山梨県連合会 副会長
委員	ながい ひろこ 永井 寛子	NPO法人スペースふう 理事長
委員	はらだ しげこ 原田 重子	山梨県商工会連合会 女性部連合会長
委員	ひなた はるこ 日向 治子	公募委員
委員	ひらやま きみあき 平山 公明	山梨大学教授
委員	ふじまさき みつよし 藤巻 光美	山梨県猟友会 会長
委員	ふるや としたか 古屋 寿隆	山梨県山岳連盟 会長
委員	もちづき せいき 望月 清賢	山梨県市長会 会長 (山梨市長)
委員	やまがた ぜんたろう 山縣 然太郎	山梨大学教授
委員	やまもと こうじ 山本 紘治	山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会 ほ乳類部会長
委員	よこうち ゆきえ 横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事

設置根拠・担任意務

◆ 自然環境保全法 ◆

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

- 第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。
2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

◇ 環境基本法 ◇

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

- 第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。
2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

◆ 山梨県環境保全審議会の担任意務 ◆

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議並びに環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

所掌事項(審議事項)

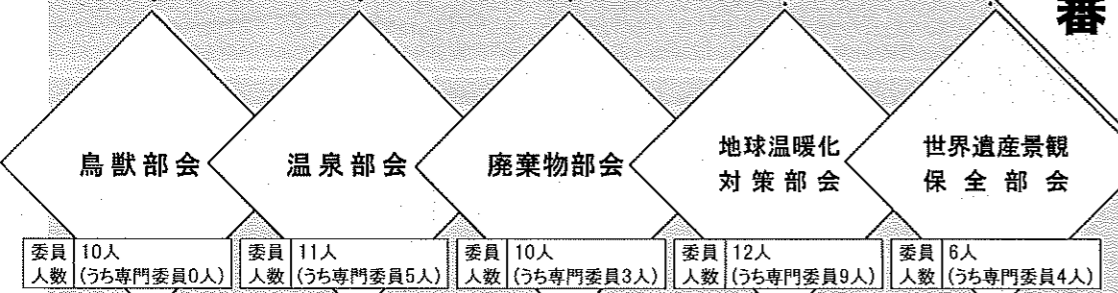
◆ 自然環境保全法関連 ◆

- ◆ 温泉法 ◆
・ 温泉掘削の許可をしようとするとき
・ 他に影響を及ぼす、公益を害する等の許否の判断をするとき
・ 温泉掘削の許可を取り消そうとするとき
・ 許可を受けた者に公益上必要な措置を講ずべきことを命ずるとき
・ 温泉の増掘、動力の装置の許可をしようとするとき
・ 温泉採取の制限をしようとするとき
◆ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ◆
・ 鳥獣保護事業計画を定め、又は変更しようとするとき
・ 特定鳥獣保護管理計画を定め、又は変更しようとするとき
・ 狩猟鳥獣の捕獲を禁止又は制限しようとするとき
・ 特定鳥獣に係る特例
・ 鳥獣保護区、特別保護地区を指定又は変更(拡大)をしようとするとき
・ 地方公共団体の設定する猟区内の狩猟鳥獣の生育・繁殖施設の管理を委託する者を指定しようとするとき

◇ 環境基本法関連 ◇

- ◇ 大気汚染防止法 ◇
・ 指定ばい煙総量削減計画を定めようとするとき
・ 当該計画を変更しようとするとき
◇ 公害防止事業費事業者負担法 ◇
・ 山梨県が、公害防止事業に係る費用負担計画を定めようとするとき
・ 山梨県が、当該計画を変更しようとするとき
◇ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ◇
・ 農用地土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
・ 当該地域の指定を解除しようとするとき
・ 農用地土壌汚染対策計画策定に際し同意を得ようとするとき
・ 当該計画の変更を申請しようとするとき
◇ 水質汚濁防止法 ◇
・ 公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項※
※審議会は知事に意見を述べることができるの規定。
※重要事項:上乗せ排水基準の設定、測定計画の作成、水質環境基準類型のあてはめ等
◇ ダイオキシシン類対策特別措置法 ◇
・ ダイオキシシン類の総量削減計画を定めようとするとき
・ ダイオキシシン類土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
・ 当該地域の指定の変更又は解除しようとするとき
◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ◇
・ 廃棄物処理計画を策定又は変更しようとするとき
◇ 特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法 ◇
・ 特定産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去に関する実施計画を定めようとするとき、及び計画を変更しようとするとき

部会



山梨県環境保全審議会

Table with 2 columns: Item and Value. Items include: Number of members (30 or fewer), Qualifications (Academic experience or related administrative staff), Term (2 years). Reference: (山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

所掌事項(報告事項)

■ 県条例関連 ■

- 山梨県地球温暖化対策条例 ■
・ 地球温暖化対策の実施状況の年度毎の報告

□ 県計画関連 □

- 山梨県環境基本計画 □
・ 目標の達成状況及び施策事業の実施状況についての点検・評価の結果報告
□ 山梨県地球温暖化対策実行計画 □
・ 温室効果ガスの排出状況等を把握し、報告(地球温暖化対策条例第9条の規定に基づく)
□ 第2次山梨県廃棄物総合計画 □
・ 目標の達成状況及び施策事業の実施状況等について報告

■ 県条例関連 ■

- 山梨県環境基本条例 ■
・ 環境基本計画を定めようとするとき、変更しようとするとき
■ 山梨県地球温暖化対策条例 ■
・ 地球温暖化対策実行計画を策定、変更しようとするとき
■ 山梨県生活環境の保全に関する条例 ■
次の事項を定めようとするとき、変更し、廃止しようとするとき
・ 指定工場、特定施設、特定建設作業の規定
・ 上乗せ排水基準 ・ ばい煙等の規制基準 ・ 環境基準
・ 地域公害防止計画 ・ 廃棄物総合計画の策定
■ 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 ■
・ 希少野生動植物種保護基本方針を定めようとするとき、変更しようとするとき
・ 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を指定、解除しようとするとき
・ 生息地等保護区を指定、解除しようとするとき
・ 指定希少野生動植物種の保護管理事業計画を定めるとき、変更するとき
■ 山梨県自然環境保全条例 ■
・ 自然環境保全基本方針及び自然環境の基準を策定するとき
・ 自然環境保全地区等を指定しようとするとき
・ 自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除をしようとするとき
・ 保全計画の決定、廃止及び変更をしようとするとき
・ 世界遺産景観保全地区においてパネル総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備の新築等をしようとする者に対し
- 行為の禁止等の処分をしようとするとき
- 自然環境保全協定を締結しようとするとき
- 報告等をしようとするとき
■ 山梨県立自然公園条例 ■
・ 公園区域を指定しようとするとき
・ 公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとき
・ 公園計画を決定しようとするとき
・ 公園計画を廃止し、又は変更しようとするとき
・ 公園事業を決定、廃止又は変更しようとするとき

※ 知事の諮問に基づくその他の審議事項 ※

県土の環境保全に関して基本的な方向付けを行う条例・制度や構想、計画など

担任意務(運営規程別表)

- ◎ 部会は、別表に掲げる事項及びその関連事項を担任(運営規程第2条第1項)
◎ 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告する(運営規程第4条第1項)
◎ 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する(運営規程第4条第2項)